

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 168号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面における水産動植物の繁殖保護を図るため、コウライオヤニラミの取扱いについて、次のとおり指示する。

令和 6 年 8 月 5 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 持出しの禁止

大淀川水系の本流及び支流において、コウライオヤニラミ（卵を含む。以下同じ。）を採捕した者は、これを生かしたままその場から持ち出してはならない。

2 移植の禁止

宮崎県内の河川等の内水面（公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面）において、コウライオヤニラミを移植してはならない。

3 指示の有効期間

令和 6 年 8 月 5 日から令和11年 8 月 4 日まで